

第三十回国会 大蔵委員会税制並びに税の執行に関する小委員会会議録 第四号

昭和三十四年三月六日(金曜日)

午前十一時五分開議

出席小委員

小委員長 山本 勝市君

奥村又十郎君 嶋田 宗一君

細田 義安君 山村庄之助君

春日 一幸君 久保田鶴松君

田万 廣文君 竹谷源太郎君

松尾トシ子君 横山 利秋君

出席政府委員

大蔵事務官 原 純夫君

(主税局長) 國稅庁長官 北島 武雄君

小委員外の出席者

大蔵事務官 吉國 二郎君

(主税局長) 大蔵事務官 勝原 啓君

(國稅庁徴収部長) 大蔵事務官 高田 壽史君

(國稅庁徴収部管理課長) 大蔵事務官 竹村 忠一君

(國稅庁調査部長) 大蔵事務官 光三君

専門員 坂井 光三君

三月六日

小委員竹谷源太郎君二月二十四日委員辭任につき、その補欠として竹谷源太郎君が委員長の指名で小委員に選任された。

本日の會議に付した案件

國稅徵收法案(内閣提出第一六一号)

國稅徵收法の施行に伴う關係法律の

整理等に関する法律案(内閣提出第一七一号)

○山本小委員長 これより會議を開きます。

國稅徵收法案及び國稅徵收法の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律案の兩案を一括して議題といたします。

質疑の通告があります。これを許します。田万廣文君。

なお、質問者にお願ひしますが、會場の都合でこういふところになったのですけれども、速記の都合もありますので、ごめんどうだけども、やはり立つて質問していただくと、それから立つて答えていただく。そうしないと、話が懇談的になつて乱れますから、恐縮ですけれども……。

○田万小委員 ちょっとお尋ねします。今度の國稅徵收法の施行法について、いろんな角度から非常に考慮が払われていることはよくわかるのですが、この法案をなぜ提出しなければいけないかという根本的な態度について、先にお伺ひしておきたいと思ひます。簡単でけっこうですか……。

○原政府委員 國稅徵收法の改正を思ひ立ちましたのは、由來するところが相当長くかつ深いのであります。御存じの通り、國稅徵收法は明治三十年にできました法律でありまして、その後すでにまる五十年を積み上げておる。

その間社会、經濟の情勢もいわば一変するといふほどのことであります。またそれを映して法律的な諸制度また法律的な諸關係の事実上のあり方というよりなものも非常に變遷してきております。この間であつて、明治三十年の法律でありますから、率直に言つて、かなり國稅徵收のために強權的な面が強いというのが、年來いわれたことでもあります。早くこれを近代化するということが、半面、社会、經濟が進歩するに従ひまして、いろいろな法律上の仕

組みと申しますか、法律關係というものが複雑になつて、とうてい五十年前の徵收法ではとらえ切れないような關係が幾つも出て参つた。つまり、とらえ切れないということは、俗に申せば穴であるということでもあります。穴が大きくなる。御案内の通り、租税というものは、課税自体租税の債権を幾らとする点においても公平でなくては行けない。同時に、幾らときまつた租税債権を確実に徵收するといふことがなければ、租税の負担の公平といふものは、ついに絵にかいたもちになるといふことでもあります。私もそう

いふ穴はなるべく早くふさぎたいといふ氣持を半面で持つたわけですね。つまり近代化の要請と、それから穴をふさぐことによつて、より公平な課税を最終まで確保したいという両面、長年問題になつておりましたのがついにその機に至つて、三年ほど前に租税徵收制度調査会というものを作り、三年間

みっちり勉強して、今回法案の形でお願ひしたということでもあります。よろしく御審議願ひしたいと思います。

○田万小委員 だいぶ古い法律で、時代に即応しないといふことが、大まかにいへば今度の改正案の骨子だと思つて、やはり國稅をすべての担保物件に優先しておつた過去の時代に比較すれば、今度の改正案は、ある程度制限はあるけれども、担保物件、抵当権、そういうものを保護しようといふような大きな氣持で法案が出されておるといふことはよくわかるのですが、この法案が通過して、そして實際に施行された場合に、従來國稅最優先の立場で稅が徵收されておつた場合に、果して見通しとしては従來の徵收限度からいつたならばどれだけの差が出てくるかといふことについて、相当研究しておられるのですか。差はないのですか。あるいは、担保物件を認めただけに、それだけの優先権を確保された債権者の保護にはなるけれども、國稅としてはそれだけマイナスになるといふような場合が出てくるかどうか。計算的にできればその点も御説明願ひしたいと思います。

○原政府委員 お話の点は、改正しないで現行法の強い前提でとりまします場合よりも、当然徵收額がどうしても落ちるといふことにはなりません。ただし、それが幾らになるかといふことになりますと、見ようによれば相当大きい計算もできますけれども、やはり現行法

のもとにおきましても、強い権限をほとんど振り回してやるというよりなことはとうていできるものではない。これはやつぱり自然の理法といひますか、そういうようなものもあつて、強制徵收処分についてはかなり念入りに丁寧をやつております。ですから、それを一度にがしやつとやるといふ前提と比べると、相当減る。しかし、實際現在行われている強制徵收処分のテンポを考へますれば、減収はあるけれども、取り立てて、これはたとへば財源措置を要するといふほどのことではない。ただいま私最近の情勢に合せての数字をなにしておりません。研究を始めた二、三年前の時分には、見ようでは數億といふような数字が出ましたけれども、もし詳細な数字が必要でありますれば、もう一度あらためて最近の情勢についてのなをやつてみますけれども、特に財源を留意してなにするほど、現在の滞納処分の執行は、こ

ういふ強い権限に乗つかつて、非常にそれに依頼してよけいといふことではないと思ひます。さして大きな額ではないと思ひます。

○田万小委員 しかし、計算のしようによつては、これで相当大きな金額になると思ひます。これは、予想されるわけですね。

○原政府委員 ただいま申し上げましたように、現行の徵收法の強い力を全面的に發揮して、たとへば例は悪いのですが、一斉射撃みたいなことで、現に懸案となつておる事案を全部これで

やつてしまふという場合に徴収できるであろうものが、今回の改正によって減ら減らという計算をいたしますれば、かなりな額になると思ひます。しかしながら、これは言うてみれば、実際にはそういう強い権限を一度に発揮するということはないで、なるべくそういうところをいかにしないで、なるべくの立ち直りを希望しながら徴収者等をやつていくのですから、ただいま申しました計算は、いわば数年分のなにを一回でとつてしまふ、またそれが徴収法の改正で一回で減取になるという計算をした場合のことでありまして、やはり現実としては、現に行われている毎年の処分というものが、これによつてどういふ影響がくるかという計算をすべきだ。そうなれば、私の記憶の感じで申しますと、億の位に上るが、上つても、それは数億といつても、大へん古いデータがもとで恐縮ですが、二年ばかり前に数字を作りましたときの私の感じであります。

○田万小委員 国税徴収について、いろいろ柔軟な作戦でやられるというところはけっこうだと思ふのですが、私は、非常に悪意の滞納者に対しては、仮借なく徴税をやつてよろしいという考えを持っております。そこで、お尋ねするのですが、現在滞納額が、国税において、個人と法人とに分けた場合にどういふ割り振りになつておるか。これをちよつとお知らせ願ひたい。

○吉國説明員 ここにごさいます三十三年度の十二月末現在の数字を申し上げますと、個人の申告所得税、これの滞納額が、純滞納と普通通申してありますが、これは執行停止を差し引いた数字であります。執行停止と申しますのは、納税者が滞納処分によつて困窮に陥るといふ場合にたな上げにする措置でございますが、その分に見合つておられますの差し引いた数字が、百四十三億といふことになつております。それから法人税が同じ数字にいたしました百四十五億、申告所得税と法人税がほぼ同額になつておるといふ格好でございます。

字であります。執行停止と申しますのは、納税者が滞納処分によつて困窮に陥るといふ場合にたな上げにする措置でございますが、その分に見合つておられますの差し引いた数字が、百四十三億といふことになつております。それから法人税が同じ数字にいたしました百四十五億、申告所得税と法人税がほぼ同額になつておるといふ格好でございます。

○田万小委員 個人と法人を合すると二百八十八億、これは相当な滞納額だと私は思ふのです。これに対して従来どういふ措置をとつておられたか、その点お話しを願ひたいと思ひます。

○原政府委員 滞納額が非常に膨大であるといふのは、今おつしやる通りであります。これは戦後のその関係を振り返つてみますと、かつて二十三年度、四年度といふ時分には、たしかもう三千億ぐらいの滞納があつた。割合も三割、四割といふような高いものであつたわけですが。当時は、申告所得税にしましても、納税者の多い年は納税者の三分の二に対して更正決定をするといふような、この世の租税とも思われないような状態であつたわけですが、これは、税制並びに税務行政といふものが社会に調和したものであるためには、滞納が少い、またそのものになる更正決定といふようなものもなるべく少くして、納得して納められるようにいふようなことで、まず税制の面では、二十五年のシャープ改正以来、累次にわたつて、特にその焦点でありました所得税について何回となく減税の検討を重ねた半面、税務行政の面でも、納税者の大部分を相手にして更正決定をするという態度を一日も早く改める

といふようなことで、青色申告の制度を作るとか、あるいは納税者に対する啓蒙と申しますか、新しい税制をいろいろお話しするといふことに努力いたしました。逐年更正決定も減り、滞納額も減つて参つた。ただいま申し上げましたように、純滞納としては、他の税をいれまして三百数十億といふことになつておりますが、これは総徴収が予算額で一兆一千億余りありますから、約三割といふようなところまで減つた。もちろんわれわれこれに満足しているのじやございません。戦前のノーマルな時代には、一割にもなるかならぬかといふような低い滞納率であつたわけですが、もつと改善の余地もあるし、また努力すべきことだと思つておりますが、大きな方向としては、ただいま申しましたように、税制を極力合理化し、負担を軽減して、納得して納められるようにいふことと、税務行政についても納得していただく。また今後、税務署との関係は背中合せでなくて、なかなかこれは同じ方向を向くといふことはむずかしいことですから、やはりよりよい関係にいくようにいふことと、両面の努力を重ねつつあるといふこととでございます。

○田万小委員 滞納をするといふことについては、悪意の滞納と善意の滞納があると思ふ。私は、先ほど申し上げたように、悪意の滞納はやはり手きびしく徴収をやるべきだ。それでなければ、まじめに納めた人が、どうも正直者はばかを見るというよりな形で、税金を納める気持が非常に鈍くなる。だからして、今お話のあつた三十三年の十二月末において、個人、法人を合せて三百億に近いところの滞納、これは

先ほど言われたように徴収全額の三割くらいだ、三割はわずかだといふけれども、これはやはり相当大きな金額であらうと思ふのです。従つて、悪意のある滞納者に対しては厳重にやつてもらわなければならぬ。滞納の原因は、税務署の方では、やはりいろいろな動機からと思ふが、おもにどういふところに滞納の原因があるように研究しておられますか。

○原政府委員 ただいまのお話の悪意の滞納に対する態度については、私も全然同意でございます。やはり、先ほど申し上げましたように、穴があつたり、また悪意の人が特にそういうものを利用して逃げるというふうなことがあつては、税の負担の公平というものは画餅に歸するわけで、そういうことこそ、一般の納税者のためにも、意思を強くないかなければならないといふふうな気持であります。

それから、後段の滞納の原因につきましては、これもまた税の問題としてどういふ原因で滞納が生じているかといふことを見るのは、ただいまお話しした悪意によるか、あるいはやむを得ざることによるか、というふうなことをこまかく見る態度が必要であるといふことと、税務行政は年来たびたび滞納原因調査といふようなことをやつておるわけでありまして、国税庁の管理課長が見えておりますので、そちらから御説明願ひたいと思ひます。

○高田説明員 滞納の原因の問題についてお答え申し上げます。滞納の原因につきましては、ときどき調査いたしておりますが、数年前に調査いたしました結果によりますと、いろいろな事情がございますが、課税に非常に異

議がある、従つて納めないと主張する方もあるわけでありまして。それから、一番多いのは、やはり生活費その他の関係あるいは設備を拡張したために納められないといふようなものが相当ございます。それから、納税者の方ではいろいろな言い分もあるわけでございますが、われわれの方から見ますと、どうも少し浪費的じゃないかといふような関係で滞納になつておる、これまたかなりあるという状態でございます。

○田万小委員 脱税といふのはいろいろ方法があらうと思ふのですが、国税庁としては取る方ですが、取ると取られるでは、お互いにタヌキとキツネのばかし合ひみたいなことで、そこに脱税という方法がある。私は法人税が特に脱税の大きな抜け道になつておるのじやなからうかと思ふのです。今まで相当大きな脱税を法人がやつておることとは皆さんも知つておる通りでしょうが、それはどういふことをどういふ方法でやつておつたか。それは研究済みだと思ふのですが、お門違いの質問かもしれないが、だれか国税庁から来ている人がおつたら、非常に悪質な悪意の脱税をやつておる連中が現在でもたくさんあるから、この点について御説明を願ひたい。その問題について今直ちにお答えができれば、係の方がおられなければ……。

それでは、責任者が来られるまで、ちよつとはかのことを聞きますが、今度の国税徴収法に關連して特に私ども変に思ふのは、不動産抵当権者、留置権者、そういうものに対しては非常に恩恵的な取扱ひをしておられます。従来は国税最優先で、担保物件、抵当権に優先して国税が徴収されておつた。今



小企業者の大企業に対する先取特権と  
 いったようなもの、先取特権という問  
 題も当然起つてくるのじやなからう  
 か。さらに、大企業の場合は賃労働が  
 そういふふうには保護されても、中小企  
 業の債権の保全がされておらなけれ  
 ば、中小企業者の労働者というものは依  
 然として保護されない。結局これは社  
 会立法としての将来の発展を待つべき  
 点が多い、またその形をやることも  
 必要な問題でございますけれども、現  
 在の段階において徴収法を一般の私法  
 との関係で調整する場合に、これだけ  
 抜き出してやつた場合には、たといこ  
 れを優先させましても、結局の段階に  
 至りますと、やはり私法の順序でやら  
 なければならぬために、抵当権に先  
 にやらなければならぬということ  
 で、またおかれてしまうということに  
 もなるので、そうならばやはり特別法  
 による社会的な立法としての賃金債権  
 の先取特権というものが成立すること  
 がまず先決ではないか。今の民法にお  
 ける先取特権の保護は賃金債権に対  
 して非常に薄いとすることは事実でござ  
 いますけれども、私法関係というものを  
 税の方で一方的に直すというものは  
 行き過ぎであるという意見が多数にな  
 りまして、今回の改正におきまして  
 は、その点は一般の先取特権並みの扱  
 いしかできない、現在の民法の範囲で  
 やるといふことになつたわけござい  
 ます。

○田万小委員 いろいろ理屈はあるで  
 しょうけれども、あなたの今のお話を  
 聞いておると、私のいわゆる賃金債権  
 を保護してやらなければいかにい  
 いかというところについては、全幅の同  
 感を表明せられた。ただ取扱い上、抵

当権と一般の先取特権というものの  
 順位において、一般の先取特権の方が  
 後順位にあるからして、それを先順位  
 の抵当権と同一にして取り扱ふとい  
 うことは、現在の法体制の上からい  
 たらばどうかと思ふというお話を、ま  
 た、先ほど何か読みましたが、あれは  
 徴収調査会の報告かもしれないが、  
 そういふ結論を出しておる。しかし、  
 今申し上げたように、民法の規定は規  
 定として、これは飛躍的な話になるか  
 もしれないけれども、ほんとうに近代  
 的な法体制の上からいふならば、理に  
 合わないものはこの特別法——今出て  
 おる国税徴収法というよりなものは特  
 別法ですが、特別法でこれを何とか救  
 済しつつ、実際の態勢にマッチしてい  
 くようなことにしてやるのが、私は  
 必要ではなからうかと思ふのです。お  
 そらく労働賃金の先取特権を主張する  
 ような立場の労働者というものは、官  
 公労のような大きな組合を持つてい  
 る労働者ではないのです。ほんとうに中  
 小企業者の労働者の賃金債権といふこ  
 とであらうと思ひます。それであれば、  
 それだけに何とかこれを助けてやらね  
 ばならぬという気持になることが、い  
 わゆる政治家のほんとうの愛情であら  
 うと私は考へる。その意味からい  
 たら、多少いろいろの問題はあるかもし  
 れないけれども、不可能ではないので  
 す。私どもの見るところでは、税制調  
 査会の結論というものは、不可能では  
 なくて、可能にでき得る取扱いができ  
 ると思ふのです。今日の段階において  
 これをなし得ないといふことは、方法  
 がないのではなくて、誠意がない。  
 従つて、今お話が出ましたが、下請業  
 者の請負代金が、これまた賃金債権に

影響するといふお説からいふならば、  
 これを拡大して下請代金までこれを認  
 めてやればいいという理論が出てくる  
 のでありますけれども、少くともこの  
 段階では、賃金を先取特権として民法  
 が規定している立場からいって、不動  
 産の先取特権はこの法律で保護してい  
 るのでしよう。だから、一般の先取特  
 権でも生活に支障を来たすような三百  
 六条の順位に、一、共益の費用、二、  
 雇人の給料、三には葬式の費用、四、  
 日用品の供給とあり、そういうものも  
 必要かもしれないが、その四つの中  
 でも、順位は二になつてゐるけれど  
 も、ほんとうは生か死かという労働賃  
 金に關しては、法律改正においては特  
 に考へてもらいたい。そうでなければ  
 われわれは賛成できない。これくらい  
 に思つてゐるのです。従つて、あなた  
 の方でもう一べん考へ直していただか  
 なければ困ると思ふのですが、考へる  
 余地はないのですか。

○吉岡説明員 ただいま仰せの不動産  
 保存の先取特権、不動産工事の先取特  
 権、これは、御承知の通り登記をいた  
 しますと、抵当権、質権のいかに  
 かかわらず優先するわけでございます。  
 これはいわば付加価値をそこに加えて  
 いるといふことで、民法上も最優先に  
 しておりますので、今度十九条にお  
 きまして最優先にしたわけでございます  
 すが、二十条におきましては、登記をし  
 た一般先取特権も優先順位の中に加え  
 ておりますので、これはむしろか  
 いかもありませんが、賃金債権につ  
 いての先取特権も、雇い主が非常に誠意  
 を持つて登記を認めておけば、これは  
 もう当然優先するわけでございます。  
 また、優先しない場合におきましても、  
 登記に基きまして座当を受けるとい  
 うことになるわけでありまして、その  
 点は認めてゐるわけでありまして、一般  
 の先取特権でございますから、相手方  
 がこの不動産について登記を認めると  
 いうことをいひなと認められませ  
 んが、登記をする道はあるわけござい  
 ます。

それから、もう一つは、一般の先取  
 特権、登記をしない先取特権では、今  
 おつしやいましたような抵当権の立つ  
 ような効力を認めるということになり  
 ますと、担保物権の体系がこれはもう  
 根本的に動いて参ると思ひます。その点  
 で賃金債権の保護という点の先取特権  
 をいかなる形で保護するかということ  
 は、民法上も非常にむずかしい技術を  
 要すると思ひますが、その技術を乗り  
 越えて、社会立法として立案するべき  
 ものと思ひますけれども、それだけ  
 に、実は徴収法でそれを認める場合  
 も、非常にむずかしい問題が山ほど出  
 て参ります。そういう点もございま  
 すし、やはり今度の徴収法におきまして  
 は、地方の担保物権の体系をこちらか  
 ら直してしまふといふことは、国税徴  
 収法としての範囲では、何と申しま  
 いか、あまりにもひど過ぎるといふ点  
 手をつけなかつた最大の原因でござ  
 います、その点を御了承いただきたい  
 と思ひるのであります。

○田万小委員 根本の民法の規定から  
 直していくのは容易でないといふこと  
 は、私もそう思ひます。賃金債権の確  
 保について若干法制局にもいろいろ案  
 を練つてもらつたことがあり、三百人  
 以上の工場労働者というよりな限界  
 をつけて、いろいろ法制的な考へ方も  
 したことはあるのです。ところが、む  
 ずかしさが現実の段階にあるのです。  
 それと、今のお話では、一般の先取特  
 権を認めないことはないけれども、登  
 記をしなければならぬ。その登記をす  
 るには相手方が同意しなければなら  
 ぬ。この相手方が同意することは、  
 規則の上には書いてはあつても、  
 あなた方は可能と考へますか。ほとん  
 ど不可能な規定じゃないですか。実際  
 問題として机上の空文ではないです  
 か。局長はどう思われますか。登記を  
 すればよろしい。しかし一般の先取特  
 権で登記といふことは、果して現実問  
 題として可能かどうか伺ひたい。

○原政府委員 それはおつしやる通り  
 だらうと思ひます。この問題は、やは  
 り国税徴収法で賃金債権の一般的な優  
 先性を入れるということが、一体バラ  
 ンスとしていかどうかという問題に  
 なります。ある人がいて、その人の全  
 財産が百万だとします。ところが債権  
 が非常に大きい。税はないと仮定して  
 も、抵当権のついた債権がこれに百五  
 十万ある。それから賃金債権が五十万  
 あるという場合には、やはり抵当権の  
 ついた債権を持つていつてしまふわけ  
 です。次に、場合を変えて、百万  
 円の財産があるという人に税が百五十  
 万円あり、賃金債権が五十万円とい  
 う場合には、賃金債権が先になるとい  
 うことは、その賃金債権を仲介にして、税  
 は抵当権におくれるといふことにな  
 るわけです。これはおくれる場合もあ  
 りますけれども、一応この税は抵当権に  
 対しても優先的な地位は持つといふ何  
 はあるわけでありまして、そういう  
 ことが、期限の前後の問題でなしに、  
 税がおくれるというよりな結果になる  
 ことは、法律制度として非常に変なこ

とになると思つては、先生ののおつしやる御趣旨はわかりませんが、やはり民法、商法においても、一般の債権との間で貸金債権が先立つという事は、おそらく先にあつたように、貸金債権なら五百万でも千万円でも先立つという事は、どうも認めないでしよう。やはりそこに規制を加えて、ある期間必要な形式なり基準を持つた考え方が理念的に考えられると思ひますけれども、そういうものが進まない間に徴収法だけでこれをやれというのとは、どうも法律体系としてバランスがとれないというふうなことになると思ひますけれども、またそういうときにぐるぐる回るといふようなことができません。また、結局私債権に抵当権つきのものが百五十万あり、それから貸金債権が五十万あり、税は税でも二百万ある場合に、税がこれにおくられたとしても、結局その残りの中でまず抵当権の方に取られてしまふというふうなこともあるわけで、その点氣分を鮮明にしたということになりかねないわけですね。私も、制度として今そこまで踏み切ることが、どうもちよつと思つてはいるわけではなからうと思ひます。

○吉國説明員 ちよつと補足説明したいと思ひますが、ただいまのことに関連いたしました、各租税債権と他の優先債権との優先関係が出て参りますのは、御承知の通り競合の場合でございますが、これは公売処分なり、あるいは競売をやつた場合に出て参るわけでありませう。この公売処分の場合に出て参るのは、税としてはかなり異例でございます。実際は、その前の段階では、営業が継続して行ける、しかもこれ

がしばらく待つていれば税金は自然に払えるという見込みがあれば、徴収猶予とか執行猶予をやつて行けるわけでございますが、その場合に、先ほどお話しがなされた徴収猶予をいたします場合は、納付能力調査とやらを密にやつておられます。納付能力調査という事は、滞納前にさかのぼりまして、現在払えない状態が何からきているか、浪費からきているという場合には、これは公売処分に進まねばなりません。また、たまに資金的に困つておられるという場合には、むしろ徴収猶予をするというふうなことにいたしておられます。これは現在納付が無理だという場合には今の猶予をいたすわけでございますが、その場合に、今やつておられますのは、納付能力調査の際に、給料はまず優先して支払うという前提で経費を見まして、その残りでの納付能力があるかどうかというやり方をやつておられますので、実際上は、公売までぎりぎりのところにいつた場合は別でございますけれども、動機として動いておられます滞納処分におきましては、給料の優先支払いという事を織り込んだ納付能力調査をやつておられるわけでありませう。そういう点では、実際の実務ではそういう点を非常に考へておられることが申せられると思ひます。

○田万小委員 公売になる前の徴収猶予とか何とかという事は問題がないと思ひます。もちろん今御丁寧に説明がなされましたけれども、私どもが心配しておりますのは、公売になつたときの話をしておられるわけですね。ただいまいろいろお話を承りましたが、抵当権と一般債権、貸金債権は区別しなければならぬ。法的にそうなつておられる。だから国税徴収法においてもやはり段をつけるべきだという話がありませうけれども、今までの国税徴収法では、国税は抵当権より優先しておつたわけではなからう。そうじゃないですか。

○吉國説明員 抵当権は、その設定の時期が問題になつております。税金の納期限から一年以上前に設定されておれば、抵当権が優先したわけですね。今年度は一年というのを取り扱ひまして、一年でございませうと、抵当権を設定する場合に、税が今後滞納になるかどうか見通しができるまで、その点が不安定だったので、その点を一律に下げまして、納期限にしておけば、そのときに税があるかないかわかりませうから、そういうことで直したわけですね。そういう意味では、抵当権に対して絶対優先ではなかつたわけですね。

○田万小委員 絶対優先があつたわけではなからう、抵当権においてもある場合においては国税に優先する場合もあり得たのだ、しかし、今度は大幅に認めて、公売のときに優先権を認められていることになれば、私は先ほどからよく申し上げましたけれども、やはり貸金債権というものを、少くとも生活保障の貸金債権だから、金持ちが金を貸して金利をとつて、あり余つた金の支払いについて公売を優先的に受けるという制度が認められるのであれば、もつと掘り下げて、税制調査会でもいろいろお話をあつたところで、今ここで議論しても水かけ論になるような結果になりませうけれども、

しかし、腹の底では、皆さんの方も何とか将来これは法制の改革をやつて認めていかなければならぬということの考えがあるという事を、われわれは確認できたのですが、これは大いに考へてもらなければいかぬと思ひます。また、今度の法律の改正に當つても、でき得るならばもう一歩二歩踏み込んで御研究をお願いしたいと思ひます。それから、何百万という金額になる危険性はないので、三百六条の雇入れの給料というものは、ある一定の六カ月という制限がありますから、六カ月の限度くらいであれば、国税の徴収に何ら支障を来たさないと思ひますので、その点からいつても、もう一ぺん考へてもらふ必要があると思ひます。一応貸金債権についての皆さんの考へ方、われわれの考へ方を明らかにしておきたかつたので、質問したわけですね。

それから、個人と法人の滞納理由についていろいろお伺ひしたのですが、法人が脱税を非常にいろいろな方法でやつておられるやに聞いておられるのですが、一つその顯著な事例をできればお示し願ひたいのです。とともに、その脱税の金額も話してもらひたい。

○竹村説明員 お答え申し上げます。脱税事犯の典型的な形態と申しますと、まず架空仕入れを立てる。具体的に申しますと、原材料その他使わなかつた経費につきまして、使つたことにいたします。それと、もう一つの方法は、売り上げを除外する方法でございます。現実に売り上げがあつたにもかかわらず、なかつたこととして全部帳面から落してしまふ。その二つの形態が一番多いと思ひます。それによつて生じた所得を留保する形態

といつたしましては、現金の場合もございませうが、むしろ銀行におきます無記名定期とか、あるいは架空ないし仮装の名義を使つた預金の形で留保されている場合が非常に多いと思ひます。私どもも査察をやつて、それによつて出て参りました増差本税額だけについて申し上げますと、年によつて違つて申し上げますと、年によつて違つて申し上げますが、大体二十億前後でございます。それで告発したものの、少ないものも含めて申し上げますと、昨年度の実績で一件当りの増差本税額が千三百万程度になつております。

○田万小委員 脱税が悪質なものであるという事は言うまでもないので、今度のこの徴収法によつて、抵当権が多少優先的になつてくる、税額の減額というものが程度考えられる。だから、漸次滞納者に対しては非常に愛情を持つていかなければならぬ。悪質な脱税者に対しては厳重にやるべきだと思ひます。その意味においてお尋ねしたのでありますが、特に法人と個人とは、脱税の度数は個人より法人が圧倒的に多いでせうね。

○竹村説明員 法人、個人に分けてみますと、御質問の通り法人の脱税犯が圧倒的に多いと思ひます。具体的な数字を申し上げますと、昭和三十三年の四月から本年の一月までの件数でございますが、法人税につきましては八十五件、所得税につきましては二十三件、この二つに合せておられます。個人が二十三件でございます。

○田万小委員 私の質問はこの程度で終わりますが、先ほどいろいろ議論の間にお話された貸金の債権の問題について、どうかもう一ぺんよく考へていただきたいと思ひます。



○山本小委員長 ちよつと今のことに  
関連して、この国税徴収法で減収にな  
るといふのですが、国税徴収法を改め  
てこれまでの経済よりもっと健全に  
なるというふうなことがあれば、プ  
ラスの面もあるんじゃないか。ただ減  
一方ではないのじゃないか。そういう  
点はないですか。

○原政府委員 お話の通りございま  
す。今回穴を埋めるといふ意味で、仮登  
記とか、譲渡担保とか、税は自分の税  
だが、財産は自分のところにはない  
というふうな場合に、第二次納税義務と  
いうような格好でそういう穴はきちん  
とふさいでやれるということになりま  
すから、そういう面を増収になる面は  
あると思うのでございます。ただ、実  
際いまして、そういう穴を利用する  
というのは納税者のそのよけいな部分  
ではございませんから、質的にはそう  
いうところはつきり追及しなければ  
いかぬ、また非常に多くの額で出てく  
るということはないということになる  
わけでございます。

○山本小委員長 今の点ですが、もう  
一つ、これまでの国税が優先したため  
に、ある企業が思わぬ打撃を受けて、  
それが連鎖的に打撃を受けた、今度は  
そういうことがなくともよくいくとい  
うことになれば、結局国民の方も得を  
するし国の方も税収もふえるというふ  
うな影響が考えられないのか、こうい  
うことなんです、それはどうなんで  
しょう。

に對して税がいわば遠慮をするとい  
うようなことをする以外に、納税者自身  
の企業の経営あるいはその他の私生  
活自体についても相当考へるといふ体  
制をとつていくわけですか。ですから、  
徴収の猶予についても、今までは一年  
しか猶予はできないということである  
のを、二年までいけるとか、あるいは  
執行停止の条件にしまして、かなり  
条件を広げる、これはまさに、おつ  
しやつたように、決して税は企業なり  
家計なりをいよいよよきぎり最後の清  
算だといふような状態に追い込んで取  
るといふのが一番の道じゃなくて、や  
はり企業は榮えさせ、また家計は穩か  
に推移するようなことを願ひながら、  
そういうふうにいけば、やはりそこに  
いわば税源といふものが失われず、ま  
た発展していくという思想があるわけ  
です。そういう思想に乗つてお  
りますので、計数的にこの法律の影響を  
確かめるとなれば、おつしやる通りや  
はりそういう面も確かに響く面だと  
思つております。

○山本小委員長 もう一つだけ関連  
で。  
今の脱税の中で、悪質なやつは徹底  
的に取り締りという委員の御質問でも  
あり、また主税局の方でも同感だとい  
うことではあります、その悪質の脱  
税といふのと、それから悪質でない普  
通の脱税と区別の基準はどこにつけて  
おるのか。それを国税庁の長官、査察  
部長でも……。

○竹村説明員 査察制度が始まりまし  
てから十年余りになるわけございま  
すが、その間相当数の事件を取り扱つ  
ておりますので、具体的に機械的な基  
準というものはもちろんございませ

が、前例に照らしまして、これは告発  
するかどうかといふふうな点につきま  
して、個別に審査することにいたして  
おります。

○山本小委員長 いや標準です。個別  
的ですけども、大体悪質なものと悪  
質でないものと区別の標準があるで  
しょう。

○竹村説明員 たとえば二重帳簿を  
作つておつたとか、取引先と連絡をと  
りまして、売り上げをことさらに表面  
に出ないよう隠蔽しておつたとか、  
さういふ事案につきましては悪質なり  
といふふうな考へております。

千の脱漏が結果的に出てきておつた  
というふうな場合でございしたら、多  
くの場合におきましては悪質に該当し  
ないものになるかと考へます。

○山本小委員長 もう一つ、額による  
と言われましたが、額が多ければ悪質  
と見るのですか。

○竹村説明員 お答え申し上げます。  
ごく簡単な例を申し上げますと、額の大き  
さにもよりますが、同時に申告額に對  
しましてどれだけ脱漏されておつたか  
というふうな脱漏割合でございませ  
かよりな面もやはり考慮の要点にな  
るかと思ひます。

てどんでん去年よりも所得の申告額が  
ふえてきた、国に對しても税金をよけ  
い納めることができた、もし税金で  
持つていっておれば、それがその次  
年、その次の年には税は納められな  
かつたといふふうになつていたとい  
場合に、それは悪質ですか。そういうの  
はどう扱つていくのですか。

○竹村説明員 脱漏されました所得を  
どういふふうに使つておるかという観  
点から見ると、個人的な消費に  
使われておる場合はないことはい  
ませんが、比較的少うございませ  
業の拡張ないしは将来危懼される不況  
に對処するために備へておる場合が多  
うございませ。従ひまして、御質問の  
ように、脱漏所得を設備の拡張に注ぎ  
込みまして、その結果それから後の所  
得が増大されたといふような場合にお  
きまして、その後における所得の増  
大といふことはあまり考慮する余地が  
ないといふ考へております。

○山本小委員長 春日一幸君。  
○春日小委員 特にお話を聞いて  
おきました、私がこれからお伺いを  
することは、もしこれをせんに詰めて  
いきますと、それぞれ広範にわたつて  
深刻な影響を与える結果になること  
をおそれますので、願わくは懇談の形に  
して、速記をおとりになることなく、  
質疑を続けたいと思ひます。そうし  
てまた必要の段階になつたら速記を  
していただく、一つそのようにお取  
計らいをいただきたいと思います、い  
かがでしようか。

○山本小委員長 お話いたしました。  
審査の便宜上この際懇談に移りたいと  
存しますが、御異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山本小委員長 異議なしと認めまして、懇談に移ることにいたします。

〔午後零時十一分懇談会に入る〕  
〔午後一時九分懇談会を終る〕

○山本小委員長 これにて懇談会は終了いたします。

この際春日委員より発言を求めております。これを許します。

○春日小委員 本日は、過ぐる衆議院の予算委員会における質疑応答の状況にかんがみまして、かつは昨日の予算委員会における内閣総理大臣とわが党委員との質疑応答の状況に徴しまして、この際日本社会党国会対策委員会の決定に基づきまして、次の資料を要求いたします。

それは内閣総理大臣岸信介氏の過去五カ年間にわたるところの所得課税額が幾らであるか、これを各年度別について本委員会に御提示を願いたいと思います。なお、この課税額につきましてはすべての所得を包括いたしておりますので、すべての所得関係が明確になりますように、できることならば、一切の書類を添付の上、本委員会に御提出を願いたいと存じます。もとより固定資産税、一時所得、その他のごとくのものでございます。単なる決定額ばかりでなく、できることならば、そういう課税額の要素となりまする金銭の出納、これもあわせて一つ御提出を願いたいと思えます。以上の資料を願わくは、国会審議のいろいろな必要もございますので、来週の水曜日までに本委員会に御提出願いたい。

○山本小委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○山本小委員長 速記を始めて。

本日はこれにて散会いたします。  
午後一時三十六分散会

昭和三十四年三月十一日印刷

昭和三十四年三月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局